

## 女性の立場からみた平和

### —一人の女性弁護士からの憲法 9 条論—

#### Looking at Peace from a Woman's Perspective:

#### A Female Lawyer's View of Article 9 of the Japanese Constitution

米倉 洋子

YONEKURA, Yoko

#### 1. はじめに

私は女性の権利問題を専門にする弁護士ではなく、女性団体ともあまり縁なく過ごしてきた。このような私が「女性の立場からみた平和」などというタイトルの講演をお引き受けしてしまったのは、この総合人間学会の理事を務められている旧知の横湯園子先生に誘われて、2015年1月17日と6月20日の2回、「女の平和 国会ヒューマンチェーン」という、戦争法案（政府は「平和安全保障法案」と呼ぶ）に反対する女性の国会包囲行動をご一緒に企画し実現したという、人間関係によるものである。「女の平和」行動は、1月には7000人、6月には1万5000人の女性たちが、フェイスブックやツイッターをたよりに集まり、「私たちは、殺し、殺されるのはいやです」と声をあげながら国会を何重にも包囲し、戦争法案反対の大きな運動に貢献することができた。しかし、だからといって私が「女性の立場からみた平和」を「正統派的」に論じられるはずはないのだが、この学会の会長の堀尾輝久先生から「なんでも自由にお話し下さい」と励まされたので、「一人の女性弁護士からの憲法9条論」という副題をつけさせていただき、「女性」と「憲法9条」について、戦争法案反対運動の中で最近考えてきたことを、お話しさせていただくことにする。

#### 2. 戦争法案反対の運動の中で—女性たちの戦争への嫌悪感、拒否感

戦争被害、戦争反対の気持ちに男も女もないと私は心から思っている。また、女性の社会進出に伴い、戦争を決断し遂行する側にも女性は多く入り込んでいる。そのことを大前提としながらも、実は日々、男女差というものを感じることもある。

戦争法案反対の運動では、さきほども紹介した「女の平和」での「殺し、殺されるのはいやです」というコールは、女性たちの心そのものだと感じられた。全国に急速に広がった「戦争法案に反対するママの会」のキャッチフレーズは、「だれのこどももころさせない」であるが、その言葉が、子どもを育てている女性たちの胸にまっすぐに届いたのだらうと思う。国会開会中の6月、東京の3つの弁護士会の女性弁護士が160人集まって戦争法案反対の集会と街頭宣伝を行ったが、リレートークでは「私も男の子を2人育てています」、「子どもを絶対に戦争なんかに行かせたくない」といった言葉がごく自然に、次々に発せられた。同種の集会で、男性弁護士から「自分の子どもの命」をとりあげる発言はほとんど聞かれただけに、女性は命に対する素直な感性を持っていると感じる。そして、それは出産を経

験したかどうかに関わらない。

2015年9月の国会最終盤の時期、弁護士たちが自衛隊員や家族・恋人を対象に電話相談を受け付けた。その資料を見ると、どの相談も集団的自衛権によって海外の戦争に駆り出される自衛隊員の不安を切実に訴える声ばかりで胸を締め付けられるが、電話をかけてきたのは母親、妻、恋人など女性がほとんどである。

2015年7月19日の毎日新聞の調査で、は戦争法案「賛成」は男性39%に対し女性19%であった。

このように、戦争法案反対の運動の中で、女性は、素直に「命」をいとおしむ感性と、戦争に対する嫌悪感、拒否感を強く持っていることが、私には肌で感じられた。それは私自身の感性でもある。

### 3. 弁護士の日常の事件の中で—暴力との親和性における男女のちがひ

私は女性弁護士として、数多くのドメスティック・バイオレンス（DV）事件を担当してきたが、つくづく女性は男性からの暴力の被害者なのだと感じる。ここで詳細を論じる余裕はないが、その蔓延ぶりは驚くほどである。女性は、腕力において男性に劣るから、暴力に対して暴力では対抗できない。これに経済力その他複雑な問題がからみあい、妻は夫に支配され服従しているように見えるが、しかしそれは夫婦間の問題の「解決」ではない。女性は、暴力は何一つ解決にならないことを肌で知っているのである（なお、このような暴力や男性優位の社会制度による女性の戦争被害として、従軍慰安婦、戦場での強姦、中国残留婦人などの問題がある）。

他方で私は男性から、「許せない男をブン殴って怪我させてしまい、損害賠償請求をされた」というような暴力事件の依頼も何度か受けたことがある。

男性の中には、相手を「許せない」と思った時、後先考えずとっさに手が出てしまうタイプが相当数いるようだ。女性には理解困難な、男性と暴力との親和性を感じる。アフガン戦争の開戦時をふと思い出す。

また、「軍事オタク」の男性も非常に多い。「軍事オタク」だからといって好戦的とは全く限らず、平和運動の中でその知識を活かして素晴らしい活動をする人も多いのだが、しかし女性の「軍事オタク」は見たことがない。これも男性と暴力・戦争との親和性の表れではないかと感じられてしまう。

このように見てくると、男性に比べ女性は暴力に対して非親和的であり、それゆえに女性の方が戦争を嫌悪し拒否する感性を強く持っている、と私には感じられる（暴力との親和性の男女差は男性ホルモンの多寡によるとの説もあるようだが私には論証不能である）。従って、女性は戦争法廃止の大きな力になると思う。

そして女性は、これから述べる憲法9条の原点に男性よりも近いところにいると感じるのである。

### 4. いま憲法9条を考える意味

2015年9月19日未明、国会を取り囲む多くの市民の反対の声に背を向けて戦争法案は「成立」してしまったが、戦争法案反対の大きな共同の闘いは素晴らしいものだった。国会周辺をぎっしりと埋め尽くす人々の「戦争反対」、「9条守れ」のコールを聞き、憲法9条の条文を書いたプラカードを高く掲げる市民の姿を見るにつけ、戦争法に反対する市民、とりわけ女性の心の中にある「9条」は、「戦争を永久に放棄する」、「戦力は持たない」という言葉どおりの9条ではないか、という思いを強くした。

他方で、海外で戦争をする集団的自衛権には反対

しながら、憲法9条は「個別的自衛権」の行使は認めているということを前提に、海外での武力行使について、「このケースでは集団的自衛権など使わなくても個別的自衛権で対応可能ではないか」という形での反論にも多く接した。「個別的自衛権」（専守防衛）を当然視するだけでなく、その範囲が膨らんでいく危惧感も感じた。大きな共同の運動の中で、その危惧感を表明する人が少ないことへの危惧感と、いった方が正確かもしれない。

一致点を大切にしながら大きな共同の運動を作ること、私たちそれぞれが「本当の9条」、「あるべき平和のあり方」を真剣に考え、意見を言い、議論をすることは決して矛盾しないはずである。いま、そのことが強く求められているのではないかと感じている。

## 5. 憲法9条の解釈

重要なのは条文の解釈ではなく「中身」であるが、本日の聴衆には法律家がおられないとのことなので、あえて憲法9条の解釈論をご紹介します。

憲法9条の条文は、以下のとおりである（傍線は筆者による）。

1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この条文をどのように解釈するかによって、憲法

は自衛戦争も放棄しているか個別的自衛権は認めているか、また、自衛隊は違憲か合憲か、などの結論が分かれてくる。大雑把に解釈論を分類してみる。

A説 1項は、自衛戦争を含む全ての戦争を放棄している。従って、戦力の不保持や交戦権の否認を定めた2項は、当然の規定である（自衛隊違憲論）。

B説 1項の「国際紛争を解決する手段としては」の国際紛争とは侵略戦争を指すから、1項は侵略戦争だけを放棄している。しかし、2項で戦力の不保持や交戦権の否認を定めているから、9条は全体として自衛戦争を含む全ての戦争を放棄している。2項の「前項の目的を達するため」の「目的」とは、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」する目的を指すことになる（自衛隊違憲論）。

C説 1項の「国際紛争を解決する手段としては」の国際紛争とは侵略戦争を指すから、1項は侵略戦争だけを放棄している。2項の「前項の目的」とは、侵略戦争をしないという目的であるから、2項で禁止されているのは侵略戦争のための「戦力」や「交戦権」だけであって、自衛のための戦力や交戦権は否定されていない（自衛隊合憲論）。

D説 1項は「自衛権」までは放棄していないから、2項の「戦力」には、「自衛のための必要最小限度の実力」は含まれない。従って自衛隊は合憲である（自衛隊合憲論）。

以上のうち、もっとも素直な解釈はA説ではないかと思う。憲法学界の長年の多数説はB説であり、「国際紛争」とは国際法上侵略戦争を指す概念だというのがその根拠であるが、何もそのように限定す

る必要はないし、1項では侵略戦争だけを放棄しながら2項で戦力を全面的に禁止して自衛戦争の手段を奪うなどという規定の仕方は不自然である。しかしA説もB説も、憲法は自衛戦争も否定していると、自衛隊違憲論であることに変わりはない。

これに対し、C説D説は自衛隊合憲論である。C説は、2項の冒頭の「前項の目的を達するため」という文言（憲法制定の際、芦田均議員の提案により挿入されたので「芦田修正」と呼ばれる）に重点を置くものであり、「国際紛争」を「侵略戦争」と解釈するならば日本語としては不自然ではないが、面白いことに政府はこの解釈を採用していない。平和を願う国民運動の前に「採用できなかった」と言うべきであろう。

政府見解はD説である。他の説のように1項と2項の解釈を明確に打ち出すのではなく、9条は「自衛権」まで否定するものではないとして、「自衛力」を保持することは当然に認められるのだという論法である。これは1954年に創設された自衛隊を合憲とするために生み出された解釈である。

そして、とんでもないことに、このたびの戦争法案は、我が国が武力攻撃をされていなくても、武力攻撃をされている同盟国に協力して武力行使する「集団的自衛権」（実際は「他衛」としか言いようがない）を強引にD説の「自衛権」の枠組に押し込めて合憲だとするものである。従って、D説をさらに分類すると、次のようになる。

D①説 「自衛権」とは個別的自衛権のみを指す  
（歴代内閣法制局見解）

D②説 「自衛権」には集団的自衛権も含まれる  
（今回の戦争法）

このD①説とD②説は、天と地ほどの違いがある。歴代の内閣法制局長官がこぞって戦争法案に対する反対意見を表明したのは、集団的自衛権を認めることが憲法9条をあまりにも露骨に逸脱しているからである。

## 6. 9条の原点

この総合人間学会の創設者の一人は高名な憲法学者の小林直樹先生とのことである。小林先生は上記A説の第一人者であり、次のように述べている。

「自衛等の目的による戦争をも放棄するのでなければ、憲法の平和主義も第9条も、過去の月並な『侵略戦争放棄』宣言と全く異ならず、したがって実質ほとんど無意義に等しいであろう。いまだかつて自ら『不正』な『侵略戦争』だと名乗って戦われた戦争はないし、現に軍国主義下の日本の大陸侵攻も太平洋戦争も、すべて「自衛権」の発動だと主張されたのである。」（『憲法講義（改訂版）上』）。

そして憲法制定当時の政府も、9条は自衛戦争を含む全ての戦争を放棄したとの見解であった。吉田茂首相は、「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第9条2項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争然りであります。」（1946年6月26日帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会での答弁）。

憲法が施行された1947年、文部省は中学生向けの副読本『あたらしい憲法の話』を発行した。そこには、9条について、「こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行

機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これを『戦力の放棄』といいます。…中略…しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」と書かれている。

憲法9条のあたりまえの解釈が、自衛戦争を含む全ての戦争の放棄、自衛戦力を含む全ての戦力の不保持であることは、憲法制定当時の政府見解からも明らかであり、そのことを認識しておくことは重要である。

この憲法については、戦争放棄・戦力不保持という徹底した平和主義を定める憲法が世界に類例がないことから、GHQによって「押しつけ」られた屈辱的な憲法だとして、軍隊を持てるよう9条を改正すべきだという意見が繰り返し言われてきた。しかし、第一に、9条の戦争放棄・非武装の規定は、侵略戦争によってアジア諸国に2000万人もの死者を出した日本の、二度と侵略戦争をしないというアジア諸国に向けた約束の意味を持つ。「押しつけ」られても仕方がないほど酷いことを日本はやったのであり、約束は守らなければならない。

第二に、憲法草案が公表された1946年5月の世論調査で約70%の国民が戦争放棄を支持したことに表れているように、戦争によって310万人を失った日本国民は、この憲法を「押しつけ」と不満をもって受け止めるのではなく、悲惨な戦争の被害から永久に解放されることを喜びを持って受け止めた。この意味で、憲法9条は「押しつけ」られたのではなく、日本国民が制定したのである。そして、戦後70年の歴史の中で、日本国民は繰り返し繰り返し、この憲法9条への支持を確認してきた。

吉田茂首相が述べたとおり、全ての戦争は自衛の名の下に行われる。だからこそ自衛権の発動としての戦争も9条は放棄した。これが憲法9条の原点であり、これは自衛隊が創設されて61年たった現在にも、十分に通じる考えである。「中国脅威論」が幅をきかせ、戦争法が成立し、さらには9条の「明文改憲」が企まれる今こそ、立ち戻るべき大切な原点ではないだろうか。

## 7. 自衛隊という名の軍隊の70年

憲法制定から何年もしないうちに、アメリカは対日政策を180度変更し、日本に軍隊を持たせようと執拗に画策を始めた。誠に勝手なものである。1949年10月の中華人民共和国の建国に象徴される冷戦時代が始まり、アメリカは日本を「反共の防壁」にしようとし、1950年の朝鮮戦争をへて「警察予備隊」、「保安隊」などの自衛隊の前身が作られた。1952年には、ソ連や中国などを除外した片面的な講和条約により占領が終わると同時に、旧日米安保条約が締結され、日本は引き続き国土を米軍基地に提供させられた。保守層からは、占領が終わったのだから9条を改正して軍隊を持つべきだとの復古的改憲論が強まった。

そのような中で、1954年、自衛隊が発足した。政府は、憲法制定当時のあの吉田茂の答弁を覆し、前述のD①説、「自衛のための必要最小限度の実力は戦力にはあたらない」という9条解釈を編み出して、軍隊に他ならない自衛隊の正当化を図った。2014年7月の集団的自衛権容認の閣議決定は「解釈改憲」であると大きな批判を浴びたが、1954年の時点でも重大な「解釈改憲」が一度なされているのである。

しかし、憲法9条を守れという運動も広がった。

その成果として、国会では自衛隊の海外出動を禁止する決議がなされた。二度と戦争をさせたくないという国民の切実な危機感が、9条をてこに「自衛隊を海外には行かせない」ことを政府に約束させたのである。9条がなければ、「海外に行けない軍隊」などあり得ないであろう。9条をよりどころにした60年前の闘いが、今日の集団的自衛権反対の大きな運動を支えていると言える。

それにしても、軍隊を持たないという憲法9条の下で自衛隊という名の軍隊を持つという矛盾の歴史がここから始まった。

その後、1960年には日米安保条約が批准されたが、これに反対する巨大な国民運動は岸信介内閣を倒し、改憲の企ても挫折させた。その後も、東西冷戦の中、9条を守れという国民の運動は粘り強く続き、1973年9月7日には、長沼ミサイル基地事件第一審判決が、自衛隊は憲法9条違反であると明確に断じた。しかし自衛隊は世界有数の軍事力に「成長」し、国民の中にも9条と自衛隊の併存という矛盾をそのまま受け入れる意識が広がっていったように思う。

1990年、東西冷戦が終結した。これで米ソの核軍拡競争も終わり、世界は平和になるのかと思いきや、アメリカは「世界の警察官」に名乗りを上げ、日本に対して自衛隊の海外派兵を求める強い圧力をかけ始めた。

この時期のキーワードは「国際貢献」だった。戦争を知らず、物心ついた頃から自衛隊が当たり前のように存在していた世代が社会の中核を占めるようになり、今さら自衛隊違憲説でもないだろうといった意識、そして、日本が戦場になるわけでもなく、テロリストや「ならず者国家」を抑えるために役立つのであれば、自衛隊が海外で活動してもよいでは

ないかという意識が、護憲派の中にも生まれてきた。こういう雰囲気の中で、1992年のPKO協力を皮切りに、1999年の周辺事態法、2001年のテロ特措法（2年間の時限立法）、2003年のイラク特措法（4年間の時限立法。2年延長）など、自衛隊を海外に出動させる立法が次々となされていった。

こうした立法の過程でも、武力行使を禁止する憲法9条は歯止めの役割を果たした。アメリカ軍の後方で、補給、輸送、修理・整備、医療、通信等々の支援をするについては、「武力行使と一体化しない」こと、「非戦闘地域」であること、武器弾薬の提供はしないこと等が要件とされ、また2年とか4年の期限を区切った時限立法とされた。そのために自衛隊は辛うじて、海外で直接の殺傷行為を行わずにすんだ。

しかし、これらは実際には、武力行使に必要不可欠な「兵站」活動である。燃料を補給しなければ戦闘機は飛べない。兵員を輸送しなければ戦闘はできない。「武力行使と一体化」していないとは到底言えないのではないだろうか。

このように考えた市民たちは、全国の裁判所で自衛隊のイラク派兵差止と平和的生存権侵害に基づく慰謝料請求を求めて裁判を起こした。2008年4月17日、名古屋高裁は、航空自衛隊が2006年から現在までバグダッド空港に週4～5回、定期的に兵員を空輸していることなどを事実認定し、これらの活動は「多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援」であり、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らの武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動」であると断じ、仮に「イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法に違反し、かつ憲法9条1項に違反する行動を含んでいることが認め

られる。」と判示する画期的な判決を下した。

イラク戦争では、開戦の大義とされた「大量破壊兵器」をイラクは保有していなかったことが事後的に明らかになった。60万人以上とも言われる大量の死者が出、帰国した米軍兵士の約50万人がPTSDに悩まされ、毎年250名以上が命を絶っていると言われる。帰国した自衛隊員の自殺率も高いという。そして、イラク戦争の被害と憎しみが、現在の「イスラム国」の過激なテロ行為につながっている。

本当の問題は憲法違反かどうかではない。日本が、このような愚かで残酷な戦争に加担してしまったことをどう考えるかである。厳しく反省すべきなのではないだろうか。

ところが自民党政権は、いちいち個別に国会論議をして憲法上の制約の多い特措法などを制定しなくても、アメリカの要請に応じていつでも海外派兵できるようにしたいと考え、2005年、2012年と憲法改正草案を公表すると共に、明文改憲を待たずに今回の戦争法を提出したのである。

## 8. 今回の戦争法について

2015年の通常国会に提出された戦争法案は、10の改正法案と新法の「国際平和支援法」案の11の法案を一括したものであった。極めて複雑でわかりにくい法案である。特に問題となる内容を大雑把に紹介する。

第1は、集団的自衛権である（武力攻撃事態法の改正法）。我が国が直接の武力行使を受けていなくても、他国のために武力行使を行うことを認めるものである。政府がこれまで打ち出してきた、「他国に加えられた攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上認められない」（1972年内閣法制局見解）との解釈を完全に無視

するものであるから、歴代の内閣法制局長官らも、憲法審査会に出頭した3名の憲法学者も、こぞって公然と反対するという異例中の異例の事態となり、戦争法案反対の国民世論に火をつけた。集団的自衛権を行使するためには、①我が国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（存立危機事態）、②我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない、③必要最小限度の武力行使にとどまる、といった3要件が要求されているが、これが「自衛」のためと言えないことは明らかである。

第2は、戦闘する他国軍のための後方支援である（周辺事態法の改正法・新法の国際平和支援法）。1999年の周辺事態法では、後方「地域」支援という形で辛うじて地理的限定がついていたが、「地域」がなくなって「後方支援」に変わり、武力行使と一体化しなければ戦闘地域にも行けることになり、また「弾薬」の提供も認められることになった。周辺事態法の改正法では「重要影響事態」という要件が付されているが、その定義は極めて曖昧である。

第3は、我が国に対する武力攻撃に至らない「グレーゾーン」と呼ばれる事態に自衛隊の出動を認めるものである。日常的な、日米あるいは日米豪共同の軍事行動、軍事演習、監視行動などを可能にする。

以上のうち、集団的自衛権は明白な憲法違反である。憲法違反というだけでなく、どういう事態が起こるかという中身の問題を考えなければならない。いよいよ自衛隊が、「自衛」の名目もかなぐり捨て、海外に出動して他国の戦争に加担し、相手国の兵士・国民を直接殺傷するのである。しかも、「他国」の戦争は、「自衛」の名の下に行われていても自衛

戦争とは言い難いものである可能性が十分にある。

「先制的自衛」、「予防攻撃」などの言葉に見られるとおり、まさに全ての戦争は自衛の名の下に行われるのである。とすると、日本は他国の侵略戦争に加担する戦争当事国になる。もちろん相手国からの反撃も受けるし、日本国内でのテロ行為を呼び込む可能性もある。まさに、殺し殺される関係である。

「平和安全保障法」どころか、日本国民の平和と安全をおびやかす、飛び抜けて危険な事態であることは言うまでもない。

しかし、後方支援活動にも同様の問題がある。自衛隊が直接の殺傷行為をしないだけで、国際法上は武力行使そのものとみなされる活動であり、集団的自衛権の行使と大差がないのではないか。後方支援中に相手国から攻撃（相手国からみれば「自衛」）された場合、自衛隊は反撃できるのか。安部首相は、国会での追及において、この問題を徹底的にはぐらかしたが、このような場合、自衛隊は「個別的自衛権で対応できる」との過去の国会答弁もあるようであり、また反撃もできないようでは戦地に行けないであろう。結局日本は戦争当事国になってしまう。

グレーゾーンへの対応は、日本周辺を念頭に置くだけに、ある意味ではいっそう生々しい危険を感じる。アメリカと一体となって、アジアの軍事的緊張を高めるだけではないのだろうか。例えば、万が一、何かの拍子に、自衛隊が発砲して中国人が1人でも亡くなったら、過去に侵略を受けた中国の世論はどう反応するだろうか。逆に、中国の軍隊が日本の青年を1人でも殺したら、日本の世論はどう反応するだろうか。人類はまだ未熟で感情をコントロールできないところがある。憎しみは憎しみを生み、やられたらやり返せと興奮する。反撃は反撃を呼び、泥沼の戦争になる可能性がある。それはアフガン戦

争で実証されているのではないだろうか。アジアとの関係こそ、憲法9条の原点に立ち、日本は武器を捨て、過去の侵略を何度でも謝罪し、平和外交に徹すべきだと思う。

## 9. 戦争法廃止の大きな共同のなかで

戦争法案反対に引き続き、戦争法廃止に向けての大きな共同の運動を進めようという動きがある。これが成功することを、心から願っている。

しかし戦争法反対にも様々な立場がある。例えば、戦争法は立憲主義違反だということを強調する立場の中には、憲法9条を改正するならば集団的自衛権も認められるという主張も理論上はあり得る。また、個別的自衛権・自衛隊は9条に違反しないと解釈した上で、集団的自衛権は憲法違反だと強く反対する立場もある。この中では、後方支援などについての考え方は、かなり区々だろう。一括法案だった戦争法案をばらばらにしたときに、その違いが浮かび上がってくる可能性がある。

しかし、いずれにしても、明文改憲論が出ている中で、「立憲主義」、「憲法違反」だけを言っているのは、「それでは憲法を変えましょう」という話につながり、足元をすくわれてしまうのではないだろうか。なぜ憲法を守りたいのか、自分の守りたいと考える憲法とはどんな内容なのか、なぜ戦争法に反対するのか、戦争法が発動されると具体的にどんなことが起こるのか、平和のために何が一番有効だと考えるのか。そういったことを、それぞれが自分の言葉で、遠慮せずに、しかし打撃的でなく相手にわかってもらえるように、語る必要があるのではないだろうか。その上で、一致点での共同を大切に、戦争法廃止の運動を進めていくべきではないだろうか。

憲法9条の下でも個別的自衛権と自衛隊は認められると考える人が増えている。この中には、さらに進んで、自衛隊ができることとできないことを憲法上明確にするために、9条を専守防衛を明記した条文に変えるべきだという議論もある。あるいは、内心必ずしも非武装中立論ではないが、非武装の9条の果たしてきた役割の大きさに鑑みて改憲に反対するという人もいる。

私自身は、憲法9条は、全ての戦争、武力の行使、武力による威嚇を放棄し、全ての戦力の不保持と交戦権の否認を定めたものであり、自衛隊は違憲の存在だと考えている。「自衛のための必要最小限度の実力」の保持は認められるという考えに対しては、「自衛」とは何か、「必要最小限度」の線をどこで引くのか、世界有数の軍事力と言われるいまの自衛隊を「必要最小限度」と評価できるのか、結局のところ軍拡競争になるのではないかと等々の疑問が浮かぶ。日本が「自衛」とは言えない武力行使を行う危険も感じるし、「自衛」によって相手国の攻撃を鎮圧できる保障がない以上、「自衛」しなかった場合以上の重大な戦争被害を互いに被る可能性もある。このようなことが二度とないように、というのが憲法9条の原点であり、この憲法9条を日本政府に守らせることが、もっとも世界の平和に貢献するとともに、日本国民の安全の現実的保障になるのではないだろうか。

人を殺傷する軍事力の有効性に対する信仰など、捨ててしまうべきであると思う。そういう憲法を、これから努力して獲得しなくても、私たちは既に持っているのだ。これを大切にしないでどうするのだろうかと思う。

## 10. 最後に

初めに述べたとおり、このような考えを支持し歓迎してくれるのは、おそらく男性より女性の方が多いだろうと想像している。

それでは女性が権力の座についた方が平和になるかという、何人かの女性閣僚が思い浮かぶとおり、それほど単純ではないだろう。

しかし、はじめに紹介した戦争法案反対の「女の平和」行動は、アイスランドの女性たちが古い因習を破るために赤いストッキングをはいて歴史的な大集会を開き、これに参加した世界初の女性大統領が、レイキャビクで米ソの大統領の会談を実現したことが冷戦終結のきっかけになったという史実に重ねて行ったものである。

アメリカ連邦議会でイラク戦争にたった1人反対したのは女性議員だった。

自民党の総務会長だった野田聖子議員は、月刊誌『世界』2014年6月号のインタビューで、「集団的自衛権が行使できる、武力行使ができるとなれば自衛隊は軍になる。軍隊は殺すことも殺されることもある。今の日本に、どれだけ若者をそこに行かせられるでしょう」と集団的自衛権容認に疑問を呈した。

これらは、女性が、暴力や戦争を嫌悪し拒否する感性を発揮した行動であり発言であったと感じる。

思えば第二次世界大戦の時、女性には参政権がなかった。60年安保闘争のときには女性はまだ運動の主体には少なかった。しかし戦争法案反対の運動では、女性がめざましい力を発揮した。だからこそ、運動はあれほど盛り上がったのだと思う。女性は戦争法廃止のための大きな力になるはずである。

女性と憲法9条という「二大噺」のような話になったが、何かを考えるきっかけにしていなければ幸いである。

(以上は、2015年10月10日の講演内容  
を書き下ろしたものである。)

[よねくら ようこ／弁護士]